

議案第78号

農作物共済の無事戻し金の交付について

平成21年度において農作物共済の無事戻しを下記のとおり実施することについて、加西市農業共済条例第36条の規定により、議会の議決を求める。

平成21年9月1日提出

加西市長 中川 暢三

記

平成21年度において実施する農作物共済の無事戻しは、次のとおりとする。

1 水稻共済

- (1) 交付対象者 平成18年度から平成20年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 3,406名
- (3) 交付金額
- | | |
|--------|------------|
| 市の負担額 | 1,615,396円 |
| 連合会負担額 | 538,465円 |
| 合計 | 2,153,861円 |

2 麦共済

- (1) 交付対象者 平成18年度から平成20年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 6名
- (3) 交付金額
- | | |
|--------|----------|
| 市の負担額 | 188,650円 |
| 連合会負担額 | 62,883円 |
| 合計 | 251,533円 |

(審議資料)

農作物共済加入者が、共済目的の種類ごとに、平成18年度から平成20年度の過去3年間において、農作物共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の2分の1の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去3年間の加入者共済掛金の2分の1から、過去3年間の支払い共済金と過去2年間の無事戻し金の合計を差し引いた金額を限度として、平成21年度に無事戻し金として交付することについて、加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第5号）第36条の規定により、議会の議決を求めるもの。